

## - 建築基準法第6条の4「確認の特例」による審査対象外規定の一覧 -

確認の特例とは一定の技術水準などが確保される建築物について、手続きの合理化と建築確認の迅速化を図る目的で定められた制度で、木造2階建てなど一定の規模で建築士が設計する建築物や国から型式の認定を受けた建築物が対象となっています。

確認の特例を受けた場合は、対象となる建築物の区分に応じて、建築基準法施行令第10条に規定された項目について、建築主または指定確認検査機関の「審査を要しない」ととなり、その項目の法適合確認は設計者の方々が行うこととなっています。

以下は特例の対象となる建築物とそれに対する審査対象となる規定です。申請図書作成の際の参考にしてください。

### 【確認の特例の対象となる建築物と対象となる規定】

※審査対象となる規定を○、審査対象外となる規定を×で示しています。

法・令の区分	設備を除く 型式認定 建築物	設備を含む 型式認定 建築物	建築士が設計する 法第6条第1項第4号建築物	
	令第10条第1号	令第10条第1号	令第10条第3号	令第10条第4号
法第19条(敷地の衛生及び安全)	○	○	○	○
法第20条第1項(構造耐力・第4号イに係る部分に限る)	/	/	×	×
法第20条第1項 (構造耐力・第1号後段、第2号イ後段、第3号イ後段に係る部分に限る)	×	×	/	/
・令第36条～第80条(構造強度・以下除く)	×	×	×	×
・令第52条第1項(組積造の施工)・令第61条(組積造のへい)	○	○	×	×
・令第62条の8(補強OB造の塀)・令第74条第2項(コンクリート強度試験)	○	○	×	×
・令第75条(コンクリートの養生)・令第76条(型枠及び支柱の除去)	○	○	×	×
・令第80条の2(構造方法に関する補則) ※指定する基準に係る部分に限る(注)	×	×	×	×
・令第80条の3(土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物)	○	○	×	×
・令第81条～第99条(構造計算)	/	/	○	○
・令第129条の2の4第1・3号(建築設備の構造強度)	○	×	×	×
・令第129条の2の4第2号(建築設備の構造強度) ※令第10条第1号は指定する構造方法に係る部分に限る	○	×	×	×
法第21条(大規模の建築物の主要構造部等)	×	×	×	×
・令第129条の2の3(主要構造部が木造の大規模建築物の基準)	×	×	○	○
法第22条(屋根)	×	×	×	○
法第23条(外壁)	×	×	×	○
法第24条(建築物が第22条区域の内外にわたる場合の措置)	○	○	×	○
法第25条(大規模の木造建築物等の外壁等)	×	×	×	○
法第26条(防火壁)	×	×	○	○
法第27条(耐火建築物等としなければならない特殊建築物)	×	×	×	○
法第28条第1項(居室の採光)	○	○	×	×
・令第19条・第20条(居室の採光・有効面積の算定方法)	○	○	×	×
法第28条第2項(居室の換気)	○	×	×	×
・令第20条の2(換気設備の技術的基準)	○	×	×	×
法第28条第3項・第4項(火気使用室の換気・二室一室)	○	×	×	○
・令第20条の3(火気使用室の換気設備)	○	×	×	○
法第28条の2第1号・第2号(アスベスト)	×	×	○	○
・令第20条の4(アスベスト)	×	×	○	○
法第28条の2第3号(シックハウス)	○	×	○	○
・令第20条の5～第20条の9(シックハウス・以下除く)	×	×	○	○
・令第20条の8(シックハウス)	○	×	○	○
法第29条(地階における住宅等の居室)	×	×	×	×

法第 30 条(長屋又は共同住宅の各戸の界壁)	×	×	○	×
法第 31 条第 1 項(便所)	○	×	×	×
法第 31 条第 2 項(便所〔し尿浄化槽〕)	○	○	○	○
法第 32 条(電気設備)	○	○	×	×
法第 33 条(避雷設備)	○	×	×	×
法第 34 条(昇降機)	○	×	○	○
法第 35 条(特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準)	○	○	×	○
・令第 116 条の 2～第 128 条の 3(避難関係規定等・以下除く)	×	×	×	○
・令第 119 条(廊下)	×	×	×	×
・令第 126 条の 2～第 126 条の 5(排煙・非常用照明)	○	×	×	○
・令第 127 条～第 128 条の 3(敷地内の通路)	○	○	×	○
法第 35 条の 2(特殊建築物等の内装)	×	×	×	○
法第 35 条の 3(無窓の居室等の主要構造部)	×	×	×	○
法第 36 条(第 2 章の規定の実施等に必要技術的基準)	○	○	○	○
・令第 21 条～第 27 条(天井・床高・防湿・遮音等)	×	×	×	×
・令第 28 条～第 30 条(便所の構造)	○	×	×	×
・令第 31 条・第 33 条・第 34 条(改良便槽・漏水検査等)	○	○	×	×
・令第 32 条・第 35 条(浄化槽処理性能・構造)	○	○	○	○
・令第 107 条～第 116 条(耐火構造・防火区画等・以下除く)	×	×	×	○
・令第 115 条(煙突)	○	×	×	○
・令第 129 条の 2 の 5～第 129 条の 2 の 7(給排水配管設備等・以下除く)	○	×	×	×
・令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第 6・7 号(給排水配管設備)	○	×	×	○
・令第 129 条の 2 の 5 第 2 項第 6 号(給排水配管設備) ※令第 10 条第 1 号は指定する構造方法に係る部分に限る	○	×	×	×
・令第 129 条の 2 の 5 第 3 項第 3 号(給排水配管設備)	○	○	×	×
・令第 129 条の 3～第 129 条の 13 の 3(昇降機)	○	×	○	○
・令第 129 条の 14～第 129 条の 15(避雷設備)	○	×	×	×
法第 37 条(建築材料の品質)	×	×	×	×
法第 39 条～第 41 条(条例による制限の附加・緩和) ※令第 10 条第 3・4 号は特定行政庁が規則で定める規定を除く	○	○	○	○
法第 42 条～第 68 条の 8(集団規定・以下除く)	○	○	○	○
法第 61 条・第 62 条第 2 項(防火・準防火地域内の建築物) ※令第 10 条第 1 号は門及び塀に係る部分を除く	×	×		○
法第 63 条(屋根)	×	×		○
法第 64 条(外壁の開口部の防火戸)	×	×		○
法第 65 条(隣地境界線に接する外壁)	×	×		○
法第 67 条(防火地域又は準防火地域の内外にわたる場合の措置)	×	×		○
法第 67 条の 3 第 1 項(特定防災街区整備地区) ※令第 10 条第 1 号は門及び塀に係る部分を除く	×	×	○	○
法第 84 条～第 93 条(被災市街地における建築制限等・第 84 条の 2 を除く)	○	○	○	○
法第 84 条の 2(簡易な構造の建築物に対する制限の緩和)	×	×	○	○

令第 10 条第 1 号:法第 6 条の 4 第 1 項第 2 号に掲げる建築物のうち、認定型式に適合する建築物の部分が令第 136 条の 2 の 11 第 1 号イ又はロに掲げるものであるもの

令第 10 条第 3 号:法第 6 条の 4 第 1 項第 3 号に掲げる建築物のうち、防火・準防火地域以外の区域内における一戸建ての住宅(住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計 $\geq$ 延べ面積 $\times 1/2$ 、または $>50$ ㎡のものを除く)

令第 10 条第 4 号:法第 6 条の 4 第 1 項第 3 号に掲げる建築物のうち、令第 10 条第 3 号の一戸建ての住宅以外の建築物

(注) 指定する基準:①昭 58 建告第 1320 号(プレストレストコンクリート造の技術的基準を定める告示) 第 1～第 12 まで

②平 13 国交告第 1026 号(壁式鉄筋コンクリート造の技術的基準を定める告示) 第 1～第 8 まで

③平 13 国交告第 1540 号(枠組壁工法等の技術的基準を定める告示) 第 1～第 8 まで